

福山市立鞆の浦学園生徒指導規程

福山市立鞆の浦学園後期課程

の部分は今年度、子ども達と一緒に検討していこうと考えている内容です。

第1章 総則

第1条 この規程は、学園の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が安全で安心して自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 校内生活

第1条 登下校

- (1) 登校・下校時刻を厳守する。登校後は校外に出ない。始業時刻は8時25分とする。
- (2) 遅刻・欠席の場合は、必ず保護者が学校に連絡をする。早退することが分かっている場合、電話連絡もしくは生活ノートに記載して担任に知らせる。

第2条 通学の方法

- (1) 生徒は交通規則及び通学路を守り、通学途中の安全に注意する。
- (2) 自転車通学は、学校が許可した生徒のみ認める。
- (3) 休日、旧鞆中学校で部活動を行う場合、顧問の許可で自転車通学を認める。

第3条 服装

- (1) 制服は、鞆の浦学園の定める制服を着用する。
- (2) 防寒着は、許可された期間のみ着用することができる。

第4条 頭髪

- (1) 髪型は、中学生らしく清潔で自然な髪型にする。脱色、染色、整髪料、パーマ等を禁止する。女子で髪が肩にかかる場合には、黒、紺、茶色のゴムでくくる。

第5条 持ち物

- (1) 学校での学習活動や部活動に必要なでない不要物は、学校へ持ってこない。
- (2) かばんは、通学かばん（学校指定）を使用し、通学かばんに入りきらない場合には、ナップサック（学校指定）を使用する。ただし、学校行事などの時には、ナップサックのみの通学も認める。通学かばん、ナップサックに入り切らない場合、トートバッグも認める。
- (3) 部活動で必要な道具を持参する場合、上記のかばん以外の使用も認める。
- (4) 持ち物には、名前を明記する。
- (5) 学校に持参する水筒には、水またはお茶を入れる。スポーツドリンクは、部活動で許可された期間、場所で飲用することができる。
- (6) 通学靴は白色のものを使用する。メーカーの指定はしない。

第3章 校外生活

第1条 法律や社会のルールを守り、中学生としてふさわしい生活を送る。

- (1) 夜間外出や危険を伴う場所への出入りはしない。外泊は禁止する。
- (2) ゲームセンターへの出入りは、保護者同伴でも禁止する。

第4章 特別な指導

第1条 「社会で許されないことは学校でも許されない」との考えに基づき、生徒が校内及び校外で問題行動を起こした場合には、よりよい学校生活を送るために指導する。特別な指導とは、別室で学習をしながら自己の行動を振り返る指導である。

第2条 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規等に違反する触法行為
 - ①喫煙, 飲酒等
 - ②窃盗, 万引き等
 - ③対教師暴力, 生徒間暴力, 恐喝等
 - ④器物損壊等
- (2) 本校の規則等に違反する行為
 - ①授業妨害, 指導不服従等
 - ②暴言等

第3条 特別な指導の内容は、次のとおりである。

- (1) 振り返りと反省（事実・反省・宣誓の文章の記入）
- (2) 課題学習
- (3) 奉仕活動等

第4条 特別な指導の期間は、数時間から数日を目安とする。ただし、生徒の状況等によって期間の短縮や延長も考慮する。

第5条 特別な指導終了後、学校長に学校生活の努力目標等を約束し、教室での学習を再開する。また、事後1週間程度、経過観察等を行う。